

綾部市勤労者 住宅資金融資制度のご案内

(令和8年4月1日現在)

綾部市では、市内に居住または居住しようとする勤労者の住生活の向上を図るため、近畿労働金庫と連携し、住宅の新築・購入・増改築・修繕及び土地の購入資金を長期・低利で融資いたします。

申込みに当たっては、この『しおり』をよくお読みいただき、窓口にてご相談ください。



この制度のお問い合わせ・ご相談は、お気軽に…

綾部市農林商工部商工労政課

TEL 0773 (42) 4264

近畿労働金庫福知山支店

TEL 0773 (22) 6333

【融資の対象者】

融資が受けられる人は、次の各要件を備えている人とします。

- 1 綾部市に居住又は居住が確実（住民届ができる）な給与所得者で償還金が給与振込又は給与天引で近畿労働金庫福知山支店の口座へ入金できる人。
- 2 現勤務先に1年以上勤続している人。
- 3 市税の完納者。
- 4 前年度給与所得が1,000万円以下の人。
- 5 完済年齢が70歳未満の人。（未成年者の借入は親権者の同意書が必要）
- 6 申込人は近畿労働金庫会員の組合員であること、又は近畿勤労者互助会の会員となること。（加入手続きは近畿労働金庫福知山支店で行います。）
- 7 保証は日本労働者信用基金協会が行いますので、この保証を受けられる人。
- 8 申込時点で、新築・購入の時、建物等が申込人名義になっていたり、増改築工事で工事完了していたり、工事費・購入費が既に支払い済みの場合は対象外です。

【融資の用途】

- 1 自己所有で居住するための住宅の新築・建売住宅購入・中古住宅購入・土地購入・増改築工事・修繕工事に係わる未払費用・工事費に限ります。（水洗工事費のみは除外）
- 2 当該建物は居住用住宅に限定します。（事務所・店舗・倉庫等営業に係わる建物は除外）

【融資の条件】

- 1 融 資 額： 100万円以上1,000万円以下で10万円単位とします。
（1）必要な工事費・購入費とします。
（2）工事費見積書または売買契約書の10万円未満切り捨てとなります。
- 2 利 率： 年利2.63%（但し固定金利 令和8年4月1日現在）
- 3 償還期間： 最長25年以内（但し融資金額200万円以下は10年以内）
- 4 償還方法： （1）元利均等月賦償還又は半年賦償還併用とします。
（2）初回償還金は融資実行後、1か月以内となります。
（3）償還金は近畿労働金庫福知山支店の口座へ給与振込または給与天引にて入金し、指定償還日に自動振替します。
（給与振込・給与天引不可の場合はご相談下さい）
- 5 保 証 人： 日本労働者信用基金協会の保証を受けていただきます。

- 6 担 保： 当該の土地・住宅に近畿労働金庫が第一抵当権設定をします。
- (1) 抵当権設定登記手続きは近畿労働金庫で行います。
 - (2) 第一抵当権設定が困難な場合は、綾部市・近畿労働金庫
日本労働者信用基金協会が承認した場合に限り後順位
でも可能です。
- 7 取扱金融機関： 近畿労働金庫福知山支店

[申込方法]

- 1 申込書提出先： 下記の書類を近畿労働金庫福知山支店へ提出して下さい。
- 2 必 要 書 類：
- (1) 住宅資金借入申込書..... 1 通
 - (2) 所得証明書..... 1 通
 - (3) 市税納税証明書..... 1 通
 - (4) 住民票謄本（綾部市に居住している人） 1 通
住所変更確認書（綾部市に居住予定の人） 1 通
 - (5) 建築確認書の写し..... 1 通
（建築確認を要しない増改築は除きます）
 - (6) 土地及び建物の登記簿謄本..... 各 1 通
（申込日の3か月以内の法務局発行の謄本）
 - (7) 地主承諾書..... 1 通
（借地の場合、地主の実印・印鑑証明書必要）
 - (8) 日本労働者信用基金協会の保証依頼書..... 1 通
 - (9) 給与控除承諾書..... 1 通
 - (10) 建売住宅・中古住宅購入の場合は売買契約書
の写し..... 1 通
 - (11) 新築・増改築・修繕の場合は工事見積書・
工事契約書の写し..... 1 通
 - (12) 近畿労働金庫福知山支店の口座申込書
 - (13) その他、綾部市・近畿労働金庫が必要と
認める書類

[審査及び決定]

- 1 綾部市・近畿労働金庫福知山支店で審査し、融資の可否を申込人に通知します。
- 2 審査に当たっては、当該住宅の現場確認等で近畿労働金庫福知山支店からお伺いすることがありますのでご了承ください。

3 融資が可となった場合は、下記の第二次書類を提出してください。

- (1) 抵当権設定委任状
- (2) 抵当権設定金銭消費貸借契約書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 土地・建物権利書
- (5) その他、綾部市・近畿労働金庫が必要と認める書類

[工事完了報告書]

1 新築・増改築・修繕の工事が完了した時は、直ちに次の書類を近畿労働金庫福知山支店へ提出してください。

- (1) 工事完了報告書
- (2) 工事施工業者の工事完了証明書
- (3) 建物登記簿謄本
新築・購入・増改築（増築登記の必要な場合のみ）は必要ですが修繕工事は不要です。
- (4) 住民票謄本（申込時に綾部市に居住していなかった人のみ）
- (5) その他、綾部市・近畿労働金庫が必要と認めた書類

[融資実行日]

1 新築・購入の場合

第二次書類提出後、抵当権設定等の手続完了後に実行します。

2 増改築・修繕の場合

工事完了報告を提出していただき、その工事完了を確認し抵当権設定等の手続完了後実行します。

3 融資金は下記のいずれかの方法となります。

- (1) 申込人の近畿労働金庫福知山支店の口座へ入金します。
- (2) 申込人から依頼された建築業者の口座へ入金します。
- (3) 現金又は小切手にて、直接申込人へ渡します。
(但し、この場合は業者の領収書の写しが必要です)

[諸費用]

融資実行までに、必要な諸費用（抵当権設定費用・日本労働者信用基金協会保証料・収入印紙代等）については申込人の負担となります。

[変更]

借入人は、借入時の内容に変更（住所・氏名・勤務先・建物等）が生じた場合、直ちに近畿労働金庫福知山支店に文書にてお届けください。